

# 三原市店舗経営改善支援事業費補助金

- ◆ 対面式の営業を行う際の遮蔽用、又は従業員間の濃厚接触を避けるためのつい立、カーテン等を購入したい
- ◆ 非接触型の給排水設備(タッチレス水栓等)を導入したい
- ◆ 空気清浄機(コロナ対応型)を購入したい
- ◆ コロナ対策によるテイクアウト・デリバリーサービス等のPRチラシを作成したい

など、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行った設備導入に係る経費の一部を補助します。

## 対 象 事 業 者

市内に住所及び事業所を有する個人または市内に本店を有する法人で、次のいずれにも該当する者。

- (1) 広島県の新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店を宣言した者。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者
- (3) 開業日が広島県の緊急事態措置の発令日(令和2年4月18日)以前である者。
- (4) 日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営む者。
- (5) 国, 地方自治体, その他の団体の制度に基づく同種の補助金, 助成金その他の給付等から重複して補助対象経費の補助を受けていない者。
- (6) 市税を滞納していない者。
- (7) 三原市暴力団排除条例(平成24年三原市条例第4号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団, 暴力団員及び暴力団員等に該当しない者。

## 対 象 経 費

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための設備導入経費のうち、次のものに限る。

- ・対面式の営業を行う際の遮蔽用つい立、カーテン等購入費
- ・従業員間の濃厚接触を避けるためのつい立、カーテン等の購入費
- ・カウンター及びテーブルの改修費
- ・非接触型の給排水設備の導入費
- ・換気設備(換気扇, 空気清浄機(1台まで), 網戸等)の購入及び整備費
- ・体温を測定するサーモカメラ(1台まで), 非接触型検温器具(1台まで)の購入費
- ・キャッシュレス決済用端末, セルフオーダー用タブレット等の設置に係る経費
- ・コロナ対策による店舗のPRチラシ, 情報発信ツール(写真データ)等の作成費
- ・インバウンド対応による翻訳機の購入, メニューの多言語化等に係る経費

## 補 助 額 補 助 率

上限 **30 万円** (下限5万円)      補助率 **3/4**

## 申 請 期 間

令和2年10月23日(金)～12月18日(金) 17時15分まで【必着】

## 対 象 期 間

令和2年4月1日～令和3年1月31日まで  
※予算の範囲以内で対応

《申請方法, お問い合わせ先等については裏面へ》

## ◆ 申請方法

交付申請書(市ホームページにあります)に以下の添付書類を添えて、**三原商工会議所又は三原臨空商工会による事前確認を経たうえで**、三原市(商工振興課)へ提出してください。

【事前確認のための連絡先】※事前予約のうえ申請書を持参してください。

○三原商工会議所(三原地区)

三原市皆実四丁目8番1号

電話:0848-62-6155

○三原臨空商工会(本郷・久井・大和地区)

三原市本郷南六丁目3番 26 号

電話:0848-86-2238

制度内容等に関することは三原市商工振興課(電話:0848-67-6072)にお問い合わせください。

### 【既に補助事業が完了している場合(支払いまで終わっている場合)】

三原市店舗経営改善支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)及び三原市店舗経営改善支援事業費補助金実績報告書(様式第10号)に以下の書類を添付し、同時に提出

《三原市店舗経営改善支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)への添付書類》

(1) 開業日及び事業所の所在地が分かる書類 ※個人事業主の場合は住所が分かる書類も添付

表1	
個人事業主	【住所が分かる書類】住民票、運転免許証等の写し 【開業日及び事業所の所在地が分かる書類】 ・確定申告書(令和01年分の「確定申告書第1表」の控え(税務署受付印の押印されたもの)及び青色申告決算書又は収支内訳書)の写し ※開業日が令和2年1月1日以降で、申告時期が未到来の方は開業届、営業許可証等の写し
法人	【開業日(法人設立日)及び事業所の所在地が分かる書類】 ・登記事項証明書(90日以内に発行されたもの)等の写し

(2) 誓約書兼同意書(様式第4号) 等

《三原市店舗経営改善支援事業費補助金実績報告書(様式第10号)への添付書類》

(1) 収支決算書(様式第11号)

(2) 補助事業に係る経費の領収書等の写し

(3) 補助事業の内容や実施状況を確認できる記録等の資料(写真, チラシ等)

(4) 広島県新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店(宣言書)の写し 等

### 【これから補助事業を開始する場合又は既に補助事業に着手している場合】

三原市店舗経営改善支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添付  
《添付書類》

(1) 開業日及び事業所の所在地が分かる書類 ※個人事業主の場合は住所が分かる書類も添付  
※詳細は【既に補助事業が完了している場合】に掲げる**表1**のとおり。

(2) 事業計画書(様式第2号)

(3) 収支予算書(様式第3号)

(4) 収支予算書に計上した経費に関する見積書等の写し

(5) 誓約書兼同意書(様式第4号) 等

### 【申請先・お問い合わせ先】

三原市経済部商工振興課(市役所本庁舎3階)

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 電話:0848-67-6072 FAX:0848-64-4103

詳しくは、市ホームページ

三原市 緊急経済対策

で検索ください。